

## 第25回大空町農業委員会総会議事録

令和4年7月26日 第25回大空町農業委員会総会は、大空町東藻琴農村環境改善センター多目的ホールに招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

1番 小川 一 浩	2番 上 田 英 樹	3番 森 英 章
4番 佐藤 廣 治	5番 斎藤 宏 幸	6番 森 賀 祐 司
7番 伊藤 博 幸	8番 長 尾 照 幸	9番 渡 邊 恵 二
10番 福 田 重 幸	11番 真 鍋 剛	12番 増 子 昭 雄
13番 福 田 英 信	14番 原 本 勝 広	15番 遠 藤 哲 也
16番 石 原 せつえ	17番 佐 野 一 義	18番 渡 辺 誠
19番 高 橋 敬 義	20番 佐久間 仁	21番 仲 西 政 克
22番 岡 本 シゲ子	24番 石 田 正 俊	

#### (2) 欠席者

23番 丹 羽 真 治

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主 幹 石川 大樹	主 事 見延 洗太
主事補 河面 玲央		

第25回大空町農業委員会総会議事録

午後2時00分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第25回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆様こんにちは。</p> <p>委員の皆様におかれましては、暑い中、また何かとお忙しい中、第25回農業委員会総会に出席、誠にありがとうございます。本日の総会におきましては案内にもありましたが、研修会館がコロナウイルス集団接種4回目の会場として使用されることとなりましたため、東藻琴農村環境改善センターで総会を行うことといたしました。</p> <p>去る19日から21日まで、委員16名、事務局2名におきまして、農業会議、イシカリデリカ、ファームHFT、ニューホランド苫小牧デポと研修をさせていただきました。参加されました方々は、バスの移動が多く大変だったと思いますが、大変有意義な研修だったのではなかったかと思っております。</p> <p>また、終息に向かっていると思われましたコロナでございますが、先週から爆発的に感染者が増えています。いま一度、我々も感染対策をしっかりと行っていかなければならないと思っております。</p> <p>最後になりましたが、遅いと思っておりました小麦も、ここ1～2日で急激に色がつきまして、あと少しで収穫作業が始まりますが、皆様におかれましては、事故・お怪我等の無いよう、お気を付けて作業されますようお願い申し上げます。</p> <p>簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>6月24日開催の第24回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第25回農業委員会総会を開催いたします。</p>

井上局長	<p style="text-align: right;">(午後2時05分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、23名であります。 丹羽代理から欠席の旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第6号までの合計13件であります。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、2番上田委員、3番森委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 利用権設定関係1番及び2番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和4年7月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第1号利用権設定関係1番及び2番朗読】</b> 1番及び2番の案件につきましては、今まで後継者へ使用貸借をしておりました農地につきまして、借主である後継者の死亡によりまして、別の後継者へ引き継ぎ継続して使用貸借を行うという案件でございます。図面につきましては省略をさせていただいております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認してございますので、ご審議のほどお願いをいたします。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 番及び 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号利用権設定関係 1 番及び 2 番について採決しま</p> <p>す。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を</p> <p>議題とします。</p> <p>1 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」次のと</p> <p>おり農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 4 条の規定に基づき農地</p> <p>の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求め</p> <p>る。令和 4 年 7 月 2 6 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第 2 号 1 番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、自宅近隣の農地に農業用倉庫を建設した</p> <p>いとの申請があったものでございます。第 4 地区農業委員さんにより</p> <p>7 月 1 2 日に現地確認を行っており、既存施設隣接地であることから</p> <p>転用はやむを得ないというご判断をいただいております。</p> <p>図面については、1 ページに掲載をしております。</p> <p>農地法第 4 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確</p> <p>認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いしま</p>

委員長	<p>す。</p> <p>当案件につきましては、7月12日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより、議案第2号1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和4年7月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第3号所有権移転関係1番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。7月5日に第5地区農業委員さんにより、あっせん会が行われてございます。</p> <p>図面については、3ページに掲載をしております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

	<p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第3号利用権設定関係1番朗読】</b> この件につきましては、今まで賃貸借を行っておりました農地につ きまして、借主死亡となったことから、同農場を引き続き担う別の後 継者と、残期間部分について継続して賃貸借を再設定する案件でござ います。そのため図面につきましては省略させていただいてございま す。 なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合してい ることを確認しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いま す。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p>

	<p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
河面主事補	<p>議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 15 条第 1 項及び同条第 2 項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和 4 年 7 月 26 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第 4 号 1 番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申し出者が貸付していた農用地等を借主へ売買するものです。あっせんの申し出を受け、7 月 15 日に第 1 地区農業委員さんによりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当と至ったところでありま す。</p> <p>なお、公社買入後の一時貸付予定者については、第 1 地区の〇〇氏を予定してございます。図面につきましては、4 ページに掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>以上です。</p>

石田会長	この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより議案第4号1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、2番から4番について、申出者が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第4号2番から4番説明朗読】</b> 2番3番4番の案件につきましては、新規の案件となっております。あっせんの申し出を受けまして、7月5日に第5地区農業委員さんによりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、農業公社への買入協議要請が適当と至ったところでございます。 なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、2番につきましては住吉の〇〇氏、3番につきましては〇〇氏、4番につきましては〇〇氏となっております。 図面については、2番は5ページ、3番は6ページ、4番は7ページに掲載しておりますのでご参照ください。 ご審議のほどよろしく願いいたします。 以上でございます。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。



委員長	<p>す。</p> <p>この案件につきまして申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第4号2番から4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号2番から4番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和4年7月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第5号所有権移転関係1番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、先月の総会において議決をいただいた案件となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第5号利用権設定関係1番朗読】</b> この案件につきましては、農地保有合理化事業に伴う案件として、 現在まで賃貸借を行ってございましたが、借主である経営主の死亡に 伴いまして、公社において借主の変更手続きを行い、残期間部分にお ける賃貸借の再設定を行うという案件でございます。そのため、図面 につきましては省略させていただいております。 以上でございます。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いしま す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 今まで、農地保有合理化事業の一時貸付で賃貸借を行ってございま したが、期間満了途中で前借主が死亡となった案件でありまして、令 和6年8月までの残期間について、引き続き借主を選定し、農業公社 との賃貸借を継続するものでございます。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第6号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。1番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
河面主事補	議案第6号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程（平成20年農業委員会訓令第3号）に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和4年7月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。  【議案第6号1番朗読】 この件については、7月15日に第1地区の農業委員さんに現地調査をいただいております。農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、8ページに掲載してございますので、ご参照願います。 以上でございます。
石田会長	この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、7月15日に第1地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、事務局の説明のとおりです。 以上です。
石田会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第6号1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

	<p>次に、2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
<p>石川主幹</p>	<p><b>【議案第6号2番朗読】</b> この件については、7月12日に第4地区の農業委員さんに現地調査をいただいております。農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、9ページに掲載してございますのでご参照願います。 以上でございます。</p>
<p>石田会長</p>	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>当案件につきましては、7月12日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、事務局の説明のとおりです。 以上です。</p>
<p>石田会長</p>	<p>これより2番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>石田会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第6号2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>石田会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>石川主幹</p>	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和4年7月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。  <b>【報告第1号朗読】</b></p>

石田会長	以上です。
委員	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。
	(午後 2 時 4 1 分)